

## 国民健康保険税の減免について

災害(震災, 風水害, 火災等)によって資産(住宅, 家財等)が重大な損害を受けたときや, 失業・疾病等により所得が著しく減少した場合, 保険税が減免になる場合があります。対象となる方は次のとおりですが, 詳しくは, 国保年金課国保賦課係までご相談ください。なお, 減免を受けるための手続きについては, 減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要です。

### 【対象者】

1 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方

(失業, 休業, 廃業, 疾病, 負傷等により所得が前年の 5/10 以上減少し, かつ, 納付義務者の属する世帯の前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方)

2 天災事変等により納付の資力がないものと認められる方

(震災, 風水害, 落雷, 火災等もしくはこれに類する災害によりその資産が重大な損害を受け, かつ, 納付義務者の属する世帯の前年中の合計所得額が 1,000 万円以下の方)

3 その他特別の事情がある方

※ただし, 預貯金等がある場合(被保険者及び同一世帯員の保有する現金, 預貯金及び有価証券の合計額が基準生活費の 3 か月分を超える場合)は, 対象とはなりません。

### 【減免基準】

1 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の場合⇒区分に応じて**所得割額のみを減免**します。

表①	被保険者及び同一世帯員の収入見込額の合計額	減免割合
	基準生活費の 100 分の 110 以下の場合	100/100
	基準生活費の 100 分の 110 を超え, 100 分の 120 以下の場合	90/100
	基準生活費の 100 分の 120 を超え, 100 分の 130 以下の場合	80/100

※1 基準生活費とは, 「生活保護法による保護の基準」に定める基準額であり, 世帯の状況により異なります。

※2 収入見込額とは, 減免申請日の属する月以降 12 か月の期間の収入見込額です。

**【参考例】**

夫(38歳) 妻(36歳) 子2人(13歳・10歳) の4人世帯で持ち家の場合

基準生活費(年額)算出

・生活扶助(基準額)	: 163,420円 × 12月	= 1,961,040円
・生活扶助(冬季加算)	: 4,490円 × 5月	= 22,450円
・生活扶助(児童養育加算)	: 20,000円 × 12月	= 240,000円
・教育扶助	: 15,000円 × 12月	= 180,000円
合 計		2,403,490円

※1 生活扶助及び教育扶助については、世帯員の年齢及び人数により、基準生活費は異なります。

※2 ほかに、該当する場合には、住宅扶助(家賃等)、障害者・母子加算等が基準生活費に含まれます。

前出 **表①** により、4人世帯の収入見込額が、算出された基準生活費(年額)合計額に対して、「100分の110以下の場合⇒国保税の所得割額が100分の100の全額減免」から、「100分の120を超え130以下の場合⇒国保税の所得割額が100分の80の減免」までの、3つの区分で、減免が適用されます。

2 天災事変等により納付の資力がないものと認められる方の場合⇒区分に応じて保険税額を減免します。

**表②**

被保険者又は生計維持者の損害の割合の区分	被保険者又は生計維持者の前年所得の金額の区分	減免割合
損害の割合が3割以上5割未満	200万円以下	50/100
	200万円を超え、500万円以下	25/100
	500万円を超え、1,000万円以下	12.5/100
損害の割合が5割以上	200万円以下	100/100
	200万円を超え、500万円以下	50/100
	500万円を超え、1,000万円以下	25/100